

プロポーザル方式実施説明書

第 1 章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

ア 業務委託名

令和 7 年度 不法・危険盛土等衛星監視業務

イ 業務内容

別紙「業務説明資料」のとおり

ウ 履行期間

契約締結の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

エ 契約上限金額

9,603 千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式 1	参加意向申出書
7	様式 2	参加資格確認結果通知書
8	様式 3-1	質問書
9	様式 3-2	質疑応答書
10	様式 4	企画提案書
11	様式 5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
12	様式 6	システム機能要件チェックリスト
13	様式 7	結果通知書
14	別記 1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

※6～14 は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間 及び質問書受付期間	令和 7 年 4 月 3 日（木）から 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時
参加資格確認結果通知書交付日 及び質問に対する回答送付日	令和 7 年 4 月 22 日（火）午前 9 時以降
企画提案書等提出期間	令和 7 年 4 月 16 日（水）から 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時
ヒアリング実施日	令和 7 年 6 月 12 日（木）※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和 7 年 6 月 13 日（金）
契約締結	令和 7 年 6 月 17 日（火）※予定

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市都市整備部盛土対策課

電話 053-457-2307 FAX 050-3737-6815

メールアドレス morido@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3024：測量・設計・登記・補償等（工事関連以外））の認定を受けている者。
- (3) 国又は地方公共団体における衛星画像解析による調査業務の完了実績を有すること。
- (4) 品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証を有すること。
- (5) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。
また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類を提出すること。

ア 受付期限 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時 00 分（必着）

イ 提出先 浜松市都市整備部盛土対策課 担当：富永、茨城

ウ 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便とし、受付期限の最終日までに必着とする。

エ 提出書類 （ア）参加意向申出書（様式 1）

（イ）参加資格要件 3(3)に示す業務実績を証する書類

（ウ）参加資格要件 3(4)に示す品質マネジメントシステム（ISO9001）の認証
証書の写し

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 浜松市都市整備部盛土対策課

イ 日時 令和 7 年 4 月 22 日（火）午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 まで

ウ その他 電話連絡等はない。

※郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110 円切手を貼った
返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限の最終日までに必着とする。

イ 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日（金）午後 5 時 00 分（必着）

ウ 提出先 浜松市都市整備部盛土対策課 担当：富永、茨城

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書（様式 3-1）の提出をすること。質問に対する回答は、下記回答送付日から企画提案書提出期限まで、浜松市役所（盛土対策課）において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問

事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 受付期限 令和 7 年 4 月 16 日（水）午後 5 時 00 分まで（必着）

イ 提出先 浜松市都市整備部盛土対策課 担当：富永、茨城

ウ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

※持参以外は着信確認をすること

※郵送の場合は受付期限の最終日までに必着とする。

エ 回答送付日及び方法 令和 7 年 4 月 22 日（火）電子メールによる

5 参加資格の喪失

参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 第 1 章 3 に規定する当該業務利用に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第 1 章 4(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第 2 章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するとともに、用紙サイズは A4 を基本とし、特に「(5) システム機能要件チェックリスト」に重点を置いて提案すること。なお記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載（会社名、配置技術者等やロゴマークの使用）は避けること。

(1) 会社概要・業務体制

ア 本業務に参加する全ての事業者及び業務体制について記載すること。

イ 協働する関係会社全体の相関図や役割分担が判るように記載すること。

ウ 提案者の同種・類似業務の実績を記載すること。

エ 本業務の管理技術者、担当技術者（各 1 名）として配置する予定の者が保有する資格について記載すること。

オ 本業務の管理技術者、担当技術者（各 1 名）として配置する予定の者の同種・類似業務の実績を記載すること。

なお、本業務における同種・類似業務は、過去 10 年間に於ける以下に掲げる業務とする。

・同種業務：国及び地方公共団体が発注する衛星画像等を用いた盛土箇所の抽出業務又はその
実証実験

・類似業務：国及び地方公共団体が発注する衛星画像解析を用いた調査業務

(2) GIS マップ導入実績

提案者のクラウドサービスによる GIS マップの導入実績(令和 7 年 4 月現在)を記載すること。

なお、具体的に以下の項目が記載された、プロポーザル参加者の業務実績を記載すること。導入実績については GIS マップの導入実績とし、本システムと同様のシステム以外も実績として記載してよい。

- ア 自治体名
- イ システム内容
- ウ 稼働（運用）期間

(3) 業務スケジュール

本業務において最適と考える業務スケジュールを具体的で分かりやすく提案するとともに、浜松市にとって無理のないスケジュールを記載すること。

(4) 業務説明資料に対する提案内容

- ア 業務説明資料に記載する業務内容について、基本的な考え方や実現方法について具体的に記載すること。
- イ 業務説明資料の項番に合わせて記載すること。
- ウ 業務説明資料及びシステム機能要件チェックリストの記載内容を十分に理解し、委託者にとって有用かつ最適な提案を記載すること。
- エ 本システムの操作方法を、委託者にとって無理のない適切な内容として、委託者に分かりやすく記載し提案すること。
- オ 提案を求めている部分については、提案がある旨を必ず記載すること。
- カ システム利用規約と契約書で齟齬がある場合、契約書の規程が優先されるシステム利用規約を提案すること。

(5) 特定テーマに対する提案内容

以下の特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載すること。

- ア 広大な市域における効率的な盛土抽出手法について
- イ 盛土の誤抽出を低減するための方策について

(6) システム機能要件チェックリスト

- ア 「様式 6 システム機能要件チェックリスト」に記載の各要件に対し、提案するシステムでの実現方法を以下の基準に沿って「様式 6 システム機能要件チェックリスト」に記載すること。
- イ 「様式 6 システム機能要件チェックリスト」は、浜松市が提供した様式をそのまま使用すること。なお、「実現方法」欄には、実現するための具体的な手順等を必ず記載することとし、画面イメージ等を使用した説明が必要な場合は、別添による資料の追加も可とする。
- ウ 企画提案書作成時点では機能を有していないが、システムの本稼働時までに代替機能として実装可能なものについては、「システム標準機能または代替機能で実現」として構わない。
ただし、この場合の一切の費用は契約金額内で対応すること。

システム機能要件一覧表の判定基準	
1.システム標準機能または代替機能で実現	○
2.実現不可だが類似機能により実現	△
3.実現不可	×

(7) 浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト

「浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト」に回答すること。なお、×又は△と回答した項目については、代替策を示すとともに委託者の了承を得ること。

(8) 本業務内での追加提案

ア 業務説明資料の記載業務以外に提案がある場合は記載すること。

イ 追加提案は、金額も含め本業務内で実現可能なものに限る。

(9) その他の追加提案

本業務内で実現できない提案であっても、今後のシステム運用等に有効だと思われるものは、本業務内で実現できない旨を明記したうえで提案することも可とする。この場合の提案は、今後の契約の参考とする。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書（様式 4）

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 5）

※第 2 章 5（3）及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ 参考見積書（内訳書）

（ア） 本業務に係る参考見積を提出すること。（様式は任意とする）

（イ） 企画提案書の内容に則したものとし、金額は全て「税抜」で記載すること。

（ウ） 見積の根拠（内訳）を記載すること。

（エ） 「令和 7 年度 不法・危険盛土等衛星監視業務」の名称で見積を提出すること。

（オ） 契約締結の際は、提出された参考見積の金額を基準として、見積合わせを行うものとする。

エ 様式 6 システム機能要件チェックリスト

オ 別紙 4 浜松市 ASP・SaaS セキュリティチェックリスト

(2) 提出部数 12 部（正本 1 部、副本 11 部）

電子納品（Microsoft Office 形式又は PDF 形式で CD-R に保存）1 式

(3) 提出期限 令和 7 年 5 月 16 日（金）午後 5 時 00 分（必着）

(4) 提出先 浜松市都市整備部盛土対策課 担当：富永、茨城

(5) 提出方法 持参又は郵送

※郵送の場合は書留郵便とし、提出期限の最終日までに必着とする。

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

(1) 提案は分かりやすく簡潔に記述すること。

(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3) 具体的な設計図等の使用は不要とする。

(4) 多色刷りは可とするが、見易さに配慮をすること。

(5) 提出の様式は、「用紙サイズ A4 縦」、「横書き」、「左綴じ」、「文字サイズ 12 ポイント以上」、「両面印刷」を基本とする。

ただし、スケジュール表等 A4 縦以外が見易いと判断した場合は、この限りではない。

(6) 企画提案書等は、30 ページ以内で作成すること。

ただし、企画提案書等の「表紙」、「目次」、「様式 6 システム機能要件チェックリスト」及び「参考見積書」はページ数に含まないものとする。

なお、30 ページを超えた部分の提案は、評価対象とならない。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

(1) 第 2 章 1 及び 2 に定める条件に適合しない提案

(2) 虚偽の記載をした提案

(3) 第 1 章 3 に示した参加資格を有しない者の提案

(4) ヒアリングに出席しなかった者の提案

(5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案

5 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における提供候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

(3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、

公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。

- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効するとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 提供候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第 3 章 審査の手続き及び提供候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 第 1 次審査（書面審査）

- ア 提出された企画提案書等について、評価基準に従い書面審査を実施する。
- イ 第 1 次審査の結果、点数が上位 4 者程度に対し、下記(2)の第 2 次審査を行うものとする。
- ウ 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 7 年 6 月 2 日（月）（予定）までに書面にて通知する。

(2) 第 2 次審査（ヒアリング）

- ア 実施日 令和 7 年 6 月 12 日（木）（予定）
※詳細については、対象者に別途連絡する。
- イ 第 2 次審査は、提案内容に対する説明及び、審査担当からの疑義への回答説明を主な目的として実施する。なお市の了承を得れば、パワーポイント等を用いた説明も可能とするが、企画提案書に基づき作成するものとし、提案書に記載の無い項目の説明は無効とする。
- ウ 評価基準に従い審査を行う。
- エ 第 2 次審査への出席者は 4 人以内（うち 1 人は提案の機能に熟知した者が望ましい。）とし、所要時間は 1 者あたり 30 分程度（説明 20 分、質疑 10 分程度）を予定している。なおヒアリングにて用いる言語は、日本語とする。
- オ ヒアリングは、電子上での審査も可能とする。電子上での審査は Zoom を利用して実施する予定であり、提案者側が利用するタブレット等の機器は提案者が用意すること。Zoom 以外

の Web 会議システム利用を希望する場合は、市の下承を得るとともに、Web 会議システム利用に係る費用は全て提案者が負担すること。

(3) 評価基準は、別紙「評価基準」のとおりとする。

2 受託候補者の特定

(1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。

(2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

(3) 審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。

(4) 提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和 7 年 6 月 13 日（金）までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次の（1）又は（2）に該当することになった場合には、受託候補者としての特定は取消し、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続を行うものとする。

(1) 第 1 章 3 に規定する当該業務利用に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき。

(2) 第 1 章 4(1)エ及び第 2 章 2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき。

第 4 章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。

様式 1

令和 年 月 日

浜松市長宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

なお、浜松市公告第 号の参加するために必要な資格に相違していないことを誓います。

件名：令和 7 年度 不法・危険盛土等衛星監視業務

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E - m a i l

様式2

令和 年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

浜松市長 中野 祐介

参加資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名 ：令和7年度 不法・危険盛土等衛星監視業務

結果①：資格を有することを認めます。

 プロポーザル方式実施説明書により、企画提案書等を提出してください。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

 理由：××のため

担 当

都市整備部盛土対策課

富永・茨城

TEL 053-457-2307

様式 3-1

(事業者提出用)

[illegible]

様式 3-2

(浜松市回答用)

[illegible]

浜松市長宛て

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

企画提案書

次の件について、企画提案書を提出します。

件名：令和 7 年度 不法・危険盛土等衛星監視業務

また、企画提案書の提出期限日時点で保有している社会貢献活動等に係る認証等の有無について、次のとおり申告します。

認証等	浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証	浜松市消防団協力事業所の認定	浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定	健康経営優良法人の認定（経済産業省）	浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定	浜松市企業の CSR 活動表彰（※1）
保有状況（※2）	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし	あり・なし

※1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所である場合に保有状況を「あり」と申告してください。

- ・Star prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）
（例：2025 年 5 月 14 日が企画提案書提出期限日の場合は、2023 年 5 月 14 日から 2025 年 5 月 14 日までの間に受賞した実績が有効となります。）

※2 社会貢献活動等に係る認証等の保有状況について、「あり」又は「なし」に○を付けてください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

浜松市長宛て

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

企画提案書等の取扱いに関する回答書

企画提案書等の取扱いに関する確認について、次のとおり回答します。

対象案件：令和 7 年度 不法・危険盛土等衛星監視業務

上記対象案件に関する企画提案書等に、当社の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより
当社の正当な利益を害する情報にあたると考える部分が

・あります

・ありません

※「あります」と回答した場合

企画提案書等において当社の正当な利益を害すると考える部分は、別添のとおりです。

別紙1 機能要件一覧

(様式6 システム機能要件チェックリスト)

機能名称		機能の定義	重要性	チェック	実現方法	配点
1. 盛土抽出						
1.1. 抽出条件						
1.1.1.	抽出面積	面積500m2以上の地形改変箇所が抽出可能である。	A			4
1.1.2.	期間	二時期のデータ（衛星画像等）比較により、期間内の新たな地形改変箇所の抽出が可能である。	A			4
1.1.3.	画像取得（1回目）	撮影日が、令和7年5月26日から3か月以内の画像取得が可能である。	A			4
1.1.4.	画像取得（2回目）	撮影日が、1回目画像の撮影日から4か月以降の画像取得が可能である。	A			4
1.1.5.	画像取得範囲	市内全域の画像を取得し、抽出作業を行うこと。撮像範囲のうち、視認できない範囲は、市域の10%未満とすること。	A			4
1.2. 地形改変箇所情報の提供						
1.2.1.	面積	地形改変箇所の面積を計測可能である。（100m2単位）	A			4
1.2.2.	位置情報	地形改変箇所の位置情報について、位置図を用いて、地番及び緯度経度の提供ができる。	A			4
1.2.3.	関連情報	地形改変箇所に関する情報として、関係法令（宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、森林法、砂防三法等を想定）の規制区域であるか、既存盛土及び大規模盛土造成地等の既知の盛土箇所であるかどうか、判断ができる。	B			2
1.2.4.	GISデータ化	他システム等での利用が可能なよう、地形改変箇所毎の概形、面積、地番及び抽出理由をシェイプファイル形式で提供すること。	A			4
1.2.5.	盛土情報の提供	発注者に対して、上に記載の地形改変箇所情報と抽出理由を箇所毎にとりまとめ、報告書に記載すること。	A			4
1.3. スクリーニング						
1.3.1.	許可情報による精査	地形改変箇所について、既存の法令許可情報により、盛土であるかの精査ができる。	A			4
1.3.2.	地形情報による精査	地形改変箇所について、地形図の確認により、盛土であるかの精査ができる。	A			4
1.3.3.	航空写真による精査	地形改変箇所について、航空写真の確認により、盛土であるかの精査ができる。	A			4
1.4. 業務引継ぎ						
1.3.1.	次年度業務への引継ぎ	盛土監視業務が次年度以降も実施されることを考慮し、盛土可能性箇所データ等を取りまとめ、次年度業務への円滑な引継ぎが可能である。	A			4
1.3.2.	画像情報	盛土監視業務が次年度以降も実施されることを考慮し、取得した衛星画像の確認及び提供が可能である。	A			4
2. 閲覧システム						
2.1. 共通						
2.1.1.	ログイン	ユーザーID及びパスワードにより認証を行う	A			4
2.1.2.	ログアウト	アプリケーションを終了させると同時にログアウトされる（自動ログアウト）	B			2
2.2. 閲覧						
2.2.1.	移動	全方向へのスクロールができる。	B			2
2.2.2.	拡大縮小	マウスやボタン等で拡大縮小ができる。	B			2
2.2.3.	計測	指定箇所の座標、延長、面積の計測が可能である。	B			2
2.2.3.	画面表示	画面上で地形改変箇所を確認できる。	A			4
2.2.4.	情報表示	地形改変箇所情報の表示ができる。	A			4
2.2.5.	表示画像	光学衛星画像、地形図、地番図の画像を確認できる。	B			2
2.3. 検索						
2.3.1.	盛土番号	任意の盛土番号により、地形改変箇所の検索ができる。	A			4
2.3.2.	場所	地番又は住所から、地形改変箇所の検索ができる。	B			2
2.3.3.	時期	盛土時期から、地形改変箇所の検索ができる。	B			2
2.4. 印刷						
1.3.1.	画面印刷	表示画面の印刷ができる。	A			4
1.3.2.	日付入力	印刷した際に、印刷時点の日付が入力される。	B			2
2.5. 登録						
2.3.1.	新規登録	地形改変箇所情報について、新規登録が可能であること。	B			2
2.3.2.	修正	地形改変箇所情報について、修正が可能であること。	B			2
2.3.3.	削除	地形改変箇所情報について、削除が可能であること。	B			2

凡例

- A 必須要件 実現が必須である。
B 任意要件 実現必須ではないが、実現できることが望ましい。

- システム標準機能で実現
△ 代替機能又は、類似機能にて実現
× 実現不可

得点掛率

- × 1
× 1/2
× 0

様式 7

令和 年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

浜松市長 中野 祐介

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の企画提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和 7 年度 不法・危険盛土等衛星監視業務

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：下記の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

企画提案書等の取扱いに関する確認依頼

1. プロポーザル方式の実施に係る企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の取扱いは、次のとおりとします。

（１）企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表します。

（２）公開又は公表における企画提案書等の使用に関する費用は、無償とします。

2. 次の内容に関し、確認を依頼いたします。

企画提案書等は、1にも記載のとおり原則としてはその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

（１）対象案件 令和7年度不法・危険盛土等衛星監視業務

（２）提出物 ・企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式5）

・貴社の正当な利益を害する情報にあたると思われる部分がある場合は、その情報が分かる資料（企画提案書等の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出）

※ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。

※提出いただいた資料の該当部分の非公表を確約するものではありません。

（３）提出期限 令和7年5月16日（金）午後5時00分まで

（４）提出先 浜松市都市整備部盛土対策課